

令和4年12月20日
記者発表資料

神奈川県を訪れる方の旅行を対象とした割引キャンペーン「いざ、神奈川！（第2弾）」を実施します

県では現在、旅行に対する割引を行うとともに、県内の飲食店や土産物店等で利用できる地域クーポンを発行する割引キャンペーン「いざ、神奈川！」を実施していますが、割引率等の制度の見直しを行ったうえで、「いざ、神奈川！（第2弾）」を実施します。また、この事業の実施に向け、対象となる旅行商品を取り扱う事業者及び地域クーポンを利用できる店舗を募集します。



1 割引・地域クーポン適用期間

令和5年1月10日（火曜日）から令和5年3月31日（金曜日）まで

- 販売開始は、令和4年12月26日（月曜日）正午からです。
 - ※ 令和4年12月26日（月曜日）正午以降、準備が整った登録事業者から販売を開始しますので、詳しくは販売事業者にお問い合わせの上、お申し込みください。
 - ※ 令和4年12月26日（月曜日）正午より前の既存予約は、割引の対象外です。
- 宿泊旅行は、令和5年3月31日（金曜日）宿泊分までが対象です。
- 地域クーポンの有効期限は、旅行最終日の翌日から起算して7日後又は令和5年3月31日（金曜日）のいずれか早い日までとなります。
- 新型コロナウイルス感染症の状況により、事業を中止又は停止する場合があります。

2 対象地域・対象者

国内居住者による神奈川県内への往訪を目的とした旅行

- ※ 当事業の支援を受けた割引商品を利用する際は、「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」（観光庁）に基づき、ワクチン接種済証又は陰性証明の確認を行います。

3 割引額・地域クーポン発行額

旅行割引額及び地域クーポンの発行額は、次表のとおりです。

区分	割引率	割引上限額(1人当たり)	地域クーポン
宿泊旅行	旅行代金総額の 20%	交通付5,000円／泊	平日:2,000円 休日:1,000円
日帰り旅行		その他3,000円／泊	
		3,000円	

※ 交通付とは、旅行者の移動のための交通サービスを旅行商品に含むものを指します。

※ ただし1人1泊当たりの旅行代金が平日については3,000円(税込)以上、休日については2,000円(税込)以上のものを対象とします。日帰り旅行については、1人1回当たりの旅行代金が平日については3,000円(税込)以上、休日については2,000円(税込)以上のものを対象とします。

※ 宿泊旅行については、宿泊日とその翌日が、ともに休日(土曜日・日曜日・祝日)の場合には、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱うこととします。また、日帰り旅行については、土曜日・日曜日・祝日を「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱うこととします。

(参考) カレンダー(単独で祝日がある場合の例示です。)

2023年	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日
2月	日	月	火	水	木・祝	金	土
宿泊	平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
日帰り	休日	平日	平日	平日	休日	平日	休日

※ 連泊については7泊分を上限として割引を適用します。

※ 国のGoToトラベル事業や他の自治体の実施する割引との併用はできません。

※ 利用方法の詳細は利用者専用ウェブページをご覧ください。

【利用者専用ウェブページ】

<https://www.kanagawa-kankou.or.jp/?p=we-page-entry&spot=462330&sbox=none>

【問合せコールセンター】

電話 045-277-0773 受付時間10時から17時まで(土・日・祝日含む)

※年末年始(12月29日から1月3日)は休業

4 支援対象事業者

本事業の対象となる旅行商品等を取り扱う、次のいずれかの要件を満たす事業者を募集します。

- (1) 神奈川県内にある宿泊施設を運営する者であり、かつ自らの商品のうち当該事業の対象となる商品を直接利用者に販売する者

(2) 旅行業法に基づき旅行業の登録を受けている者

※ 旅行業法第23条に基づく旅行サービス手配業は対象外

(3) 旅行業法に基づき旅行業の登録を受けているOTA

(4) 鉄道事業法により鉄道事業の経営を許可された者又は軌道法により軌道事業を営む者の特許を受けた者で、神奈川県内に路線、駅を持つ者

(5) 海上運送法に基づき船舶運航事業の登録を受け、神奈川県内に営業航路があり、かつ、観光を目的とした商品を扱う者

※ 現在本県で実施中の全国旅行支援「いざ、神奈川！」の登録事業者については、登録が継続されますので、改めて申込みをする必要はありません。

※ 参加要件及び遵守事項の詳細は専用ウェブページでご確認ください。

5 旅行事業者とOTAにおいて宿泊商品を提供する宿泊事業者

「4 支援対象事業者」(1)で登録せず、旅行事業者とOTAにおいて専ら宿泊商品を提供する宿泊事業者についても、登録が必要なため参加募集をします。

※ 現在本県で実施中の全国旅行支援「いざ、神奈川！」の登録事業者については、登録が継続されますので、改めて申込みをする必要はありません。

※ 参加要件及び遵守事項の詳細は専用ウェブページでご確認ください。

6 地域クーポン加盟店

神奈川県内の次表の事業者を募集します。

業種	例示
飲食店	レストラン、喫茶、ファストフード、居酒屋、フードコートなど
小売店	道の駅、サービスエリア売店、土産物店、弁当屋、フードデリバリー、持ち帰り専門店など(イトインが併設の場合、地域クーポン利用は持ち帰りに限る。)
鉄道・バス	鉄道、路線バス、空港リムジンバスなど
海上・航空運送	観光船、遊覧船、遊覧飛行など
レンタカー	レンタカーなど
観光施設	テーマパーク、遊園地、動物園、水族館、温泉施設、観光農園、キャンプ場など
体験型アクティビティ	乗馬、アスレチック、カヌー、カヤック、パラグライダー、レンタサイクル、陶芸など
スポーツ観戦	野球、サッカー、ラグビーなど
劇場、観覧場、映画館、演劇場	伝統芸能公演など
文化施設	美術館、博物館など
タクシー	タクシー、ハイヤーなど
旅館・ホテル・旅行事業者	宿泊施設におけるオプションツアー、アクティビティ、追加飲み物代など

- ※ 参加要件及び遵守事項の詳細は専用ウェブページでご確認ください。
- ※ 「いざ、神奈川！（第2弾）」の割引対象となっている旅行代金の支払いは除きます。
- ※ 現在本県で実施中の全国旅行支援「いざ、神奈川！」の登録事業者については、登録が継続されますので、改めて申込みをする必要はありません。

7 募集期間

【支援対象事業者及び宿泊事業者】

令和4年12月20日（火曜日）から令和4年12月28日（水曜日）まで

【地域クーポン加盟店】

令和4年12月20日（火曜日）から令和5年3月10日（金曜日）まで

上記4, 5, 6に登録を希望する事業者は、次の専用ウェブページにて、詳細の登録要件を確認の上、お申し込みください。

令和4年12月20日（火曜日）より公開

【支援対象事業者及び宿泊事業者専用ページ】

<https://www.kanagawa-kankou.or.jp/?p=we-page-entry&spot=462331&sbox=none>

【地域クーポン加盟店専用ページ】

<https://www.kanagawa-kankou.or.jp/?p=we-page-entry&spot=462332&sbox=none>

【問合せコールセンター】

電話 045-277-0773 受付時間10時から17時まで（土・日・祝日含む）

※年末年始（12月29日から1月3日）は休業

8 感染防止対策等

感染防止対策を徹底するため、業界別ガイドラインの遵守、「感染防止対策取組書」の提示、飲食を提供する事業者（部屋食のみを提供する宿泊事業者を除く）にあつては「マスク飲食実施店」の認証取得を登録要件とします。「感染防止対策取組書」等がない県外の事業者については、これと同等の感染防止対策の取組を要件とします（詳細は特設ウェブページからご確認ください）。また、「いざ、神奈川！（第2弾）」を利用する旅行者に対して、ワクチン3回以上接種済証又は陰性証明の確認を行います。

問合せ先

神奈川県国際文化観光局観光課

観光振興担当部長

田中

電話045-285-0340

国内プロモーショングループ

中山

電話045-210-5767